

須賀川地方広域消防組合公告第1号

次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和7年2月14日

須賀川地方広域消防組合 管理者 大寺正晃

1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付け
- (2) 貸付場所等

入札番号	施設等名称 (所在地)	販売品目	貸付場所	貸付面積	備考
1	須賀川消防署 須賀川市丸田町 153番地	水、茶、清涼 飲料水等飲料 (ペットボトル・ 缶)、軽食類 (即席カップめ ん等)	1階食堂 内 物件調書 のとおり	2.42㎡ (2200mm×1100mm) ※回収ボックスについ ては設置せず、回収 方法については契約 後別途協議する。	勤務職員 数:約85名 令和5年売 上実績:約 7,600本
	石川消防署 石川郡石川町字 当町297-1		1階玄関 ホール 物件調書 のとおり	1.72㎡ (1270mm×1000mm) ※回収ボックススペー ス(1000mm×450mm)含 む	勤務職員 数:約32名 令和5年売 上実績:約 1,500本

(3) 貸付期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) その他 詳細は仕様書のとおり

2 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 須賀川地方広域消防本部3階 会議室(須賀川市丸田町153番地)

(2) 入札日時 令和7年3月7日(金)午後2時

※ 郵便等による入札は認めない。

3 入札に参加する者に必要な資格は、次の各項に掲げるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 法人格を有する団体又は個人で、市町村税等の滞納がないこと。

(3) 自動販売機(1(2)の販売品目)の設置業務について、3年以上の管理及び運営の実績を有していること。

(4) 須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱第3条第1項各号に規定する者でないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただ

し、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

(6) 県内に本店又は営業所（支店）を有する者であること。

4 入札参加の申込み

入札参加希望者は、本公告中、3に掲げる資格基準について、5(4)に掲げる入札参加申請書等を消防本部総務課に提出し、当該貸付契約に係る入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。（申請書等は、本組合ホームページからダウンロードすること。）

5 申請書等の受付

(1) 期間 令和7年2月14日（金）から令和7年2月28日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 場所 須賀川地方広域消防本部総務課において行う。（郵送等の取扱いは行わない。）

(4) 提出書類

ア 入札参加申請書（第1号様式）

イ 誓約書（第2号様式）

ウ 会社・法人履歴事項全部証明書若しくは身分証明書又はその写し（証明年月日は申請日から遡って3ヶ月以内のもの）

(ア) 法人格を有する団体の場合は、会社・法人履歴事項全部証明書又はその写し

(イ) 個人の場合は、市区町村役場で発行された身分証明書又はその写し

エ 申請者の納税証明書（直前2年分）又はその写し（証明年月日は申請日から遡って3ヶ月以内のもの）

(ア) 住所所在地及び須賀川市の市区町村税

a 法人市区町村民税又は個人市区町村民税

b 固定資産税及び都市計画税（住所所在地及び須賀川市に納税義務のある場合）

c 軽自動車税（住所所在地及び須賀川市に納税義務のある場合）

d 国民健康保険税（住所所在地及び須賀川市に納税義務のある場合）

(イ) 国税

a 法人税又は申告所得税

b 消費税及び地方消費税

オ 自動販売機設置状況報告書（第3号様式）と3年分の設置実績を証明する次のいずれかの書類

(ア) 行政財産目的外使用許可書の写し

(イ) 行政財産又は普通財産の貸付けに係る契約書の写し

(ウ) 土地所有者等と交わした自動販売機の設置に係る契約書の写し
（写しの提出に当たっては、土地所有者等の了承を得ること）

(エ) 土地所有者等が発行する自動販売機の設置証明書（任意様式）

カ 設置を希望する自動販売機のカタログ等

6 確認結果の通知

入札参加資格の確認は、本公告中5(4)に定める提出書類により行うものとし、その結果は入札参加資格確認通知書(第4号様式)により、令和7年3月3日(月)までに通知する。

7 仕様書等に対する質疑応答

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合は、仕様等質問書(第5号様式)を令和7年2月14日(金)から令和7年2月21日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に消防本部総務課に持参により提出するものとする。(郵送、ファクシミリ等の取扱いを行わない。)
- (2) 質問に対する回答は、令和7年2月25日(火)までに須賀川地方広域消防組合ホームページに掲載するものとする。

8 入札書に記載する金額

貸付期間5年間の賃借料の総額を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 入札の中止等

公正な入札の執行が妨げられると認められるときは、入札を中止若しくは延期し、又は入札方法について変更することがある。

10 入札の無効

この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

11 落札者の決定等

- (1) 落札者は、予定価格以上の価格をもって入札した者のうち、最高の価格をもって入札した者とする。ただし、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 入札回数は、2回を限度とする。ただし、再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることがある。(見積書の提出は2回を限度とする。)

12 契約締結及び契約書の作成

- (1) 落札者は、公有財産貸付等申込書(第6号様式)を提出の上、組合と定期建物賃貸借契約を締結するものとする。
- (2) 契約の締結は、落札者の決定後、14日以内に行われなければならない。
- (3) 落札決定から契約締結までの間に、落札者が、次の要件のいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 本公告中、3に掲げる資格のうち、(1)、(4)又は(5)のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
 - イ 契約の履行が困難であると認められる事由が生じたとき。
- (4) 前項の規定により契約を締結しなかった場合には、組合は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (5) 落札者が14日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効となる。

1 3 入札に関する注意事項

- (1) 入札書及び委任状には、件名・貸付場所等を記載すること。
- (2) 代理人が入札を行う場合で、委任状の提出がない場合は、入札に参加することはできない。
- (3) その他必要な事項は、須賀川地方広域消防組合契約規則第2条に定める準用規定に基づき、須賀川市契約規則のとおりとする。

1 4 その他

不明な点については、以下に問い合わせること。

須賀川地方広域消防本部総務課財政係

電話番号 0248(76)3113 F A X 0248(76)3148

須賀川地方広域消防組合ホームページ

U R L <https://www.sukagawa119.jp/>

E-MAIL soumu@sukagawa119.jp